

## 各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱

(令和5年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の消防職員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する大型自動車免許（以下「大型免許」という。）を取得するために要する経費の一部について、予算の範囲内で各務原市消防職員大型自動車運転免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象職員」という。）は、本市の消防職員のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 各務原市消防本部規則（昭和40年規則第6号）第9条に規定する消防士長、消防副士長又は消防士の階級にあること。ただし、6年以上消防士長の階級にある場合を除く。
- (2) 常時勤務を要する一般職の職員であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 他の地方公共団体その他の団体から派遣された者
  - イ 任期付職員
  - ウ 暫定再任用職員
- (4) 業務上大型自動車を運転することが想定されること。
- (5) 第5条の規定による申請を行う時点において、大型免許を取得していないこと及び道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に大型免許の取得を目的として入校していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象職員が大型免許を取得するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 教習所への入校に要する経費
- (2) 教習所での技能教習及び学科教習（補習及び大型免許の取得に直接影響を及ぼさない教習を除く。）の受講料
- (3) 教習所への入校後、最初に受ける修了検定及び卒業検定の受検料

(4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、18万3,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、職員1人当たり1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(大型免許の取得の期限)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、市長が当該交付決定を通知した日が属する年度(以下「補助対象年度」という。)の末日までに大型免許を取得しなければならない。

(補助事業の実施報告)

第8条 申請者は、大型免許を取得したときは、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助事業実施報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、大型免許を取得した日から起算して30日を経過した日又は補助対象年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 取得した運転免許証の写し

(2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(3) 前号の領収書の写しに補助対象経費の内訳が記載されていない場合にあっては、明細書等の補助対象経費の内訳が確認できる書類

(補助金の交付の請求)

第9条 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、速やかに各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 各務原市職員としての身分を失ったとき。ただし、定年退職（各務原市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第25号）第2条の規定により退職することをいう。）その他市長が認める理由による場合を除く。
- (2) 補助対象年度の末日までに大型免許を取得できなかったとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたと認めるとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者は、その交付決定が取り消されたときは、補助金を全額返納しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（宛先）各務原市長

申請者 所属  
職名  
氏名  
職員番号

各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付申請書

各務原市消防職員大型自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたいので、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

生 年 月 日	年 月 日
現自動車運転免許種別	
現自動車運転免許取得年月日	年 月 日
採用年 月 日	年 月 日
教習を受ける 自動車教習所	名称 所在地
教習予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請金額	円
所属長の意見	

※補助対象経費の内訳が分かる書類を添付すること。

様

各務原市長

各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金の交付につきましては、下記とおり決定しましたので、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 交 付 <input type="checkbox"/> 不交付
交 付 決 定 金 額	円
教 習 を 受 け る 自 動 車 教 習 所	名 称 所在地
教 習 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 の 条 件	1 自動車教習所において教習を受け、この通知書による通知の日が属する年度内に大型自動車免許を取得すること。 2 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 3 大型自動車免許の取得後、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助事業実施報告書（様式第3号）に取得した運転免許証の写し及び費用の内訳を確認できる書類を添付し、速やかに市長に提出すること。
不 交 付 の 理 由	

※補助金の交付は、補助金額の確定があった後に行います。

（宛先）各務原市長

申請者 所属  
職名  
氏名  
職員番号

各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助事業実績報告書

年 月 日付け各務原市指令 第 号で交付決定を受けた  
件について、大型免許を取得したので、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金  
交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

取得した大型免許	免許証番号 交付年月日 免許の条件等	第 号 年 月 日
教習を受けた自動車教習所	名称 所在地	
教 習 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
補助対象経費の支出額		円

（宛先）各務原市長

申請者 所属  
職名  
氏名  
職員番号

各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付請求書

各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金の交付を受けたいので、各務原市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 出張所
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		